

三次市高齢者等位置情報提供ツール導入事業利用規約

(目的)

第1条 この事業は、認知症へのサポートの充実を図るため、情報通信技術（以下「ICT」という。）を活用した新たな支援ツール事業化のための試験的なサービスの提供及び効果測定を行うものであり、認知症等の症状により行方不明となるおそれのある高齢者等（以下「対象者」という。）を在宅で介護する者又はその家族（以下「介護者等」という。）に対し、ICTを活用して位置情報を検索することができるGPS機器を貸与することにより、対象者が行方不明となった際の早期発見、保護及び事故防止につなげるとともに、介護者等の精神的、経済的負担を軽減し、対象者と介護者等が安心して暮らせる地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この事業において、「位置情報提供ツール」とは、次の各号のすべてに該当するサービスを提供する支援ツールとする。

- (1) 介護者等がスマートフォンアプリケーションを利用し、GPS機器により対象者の位置情報を探知し、対象者の居所、過去の移動履歴の検索及び閲覧、設定したエリアへの出入りの通知、GPS機器のバッテリー残量の通知等の機能を利用することができること。
- (2) 24時間対応可能なコールセンターを有し、介護者等がスマートフォンアプリケーションの操作が困難な場合において、コールセンターへの電話依頼により対象者の位置情報の探索支援を受けることができること。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、市とする。

- 2 市長は、当該事業の一部を、適切に実施できると認められる事業者（以下「委託業者」という。）に委託することができるものとする。

(事業内容)

第4条 市は、介護者等にGPS機器及びその附属品（以下「機器等」という。）を貸与し、介護者等は、対象者がGPS機器を常時携帯するよう工夫し、対象者が行方不明となった場合において、介護者等がスマートフォンアプリケーション

ョンでGPS機器の位置情報を検索して対象者の居所等を特定し、早期保護を行う。

- 2 介護者等は、スマートフォンアプリケーションを利用し、対象者の日常生活エリアをあらかじめ設定しておくことで、対象者の設定エリアへの出入りについて当該アプリケーションから見守り通知を受け取ることができる。これにより、対象者の外出先での行方不明等の異常事態に早期に気づいて対応することができ、生存かつ未衰弱状態での発見率の向上につなげる。

(対象者)

第5条 この事業の対象者は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている在宅の者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) おおむね65歳以上の者で、認知症等の症状により過去に行方不明となり、警察への行方不明通報経験がある者
- (2) おおむね65歳以上の者で、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上又は医師から認知症と診断された者
- (3) その他市長が必要と認める者

(利用申請)

第6条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、三次市高齢者等位置情報提供ツール導入事業利用申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 対象者を現に介護している介護者等であって、週に1回以上、対象者の自宅を訪問し、貸与された機器等の維持管理をすることができること。
- (2) 所有するスマートフォンを利用して、スマートフォンアプリケーションからの見守り通知を受け取ることができること。

- 3 位置情報提供ツールの利用に際しては、申請者に加えて、3人まで家族及び支援者を登録でき、複数人で対象者の見守りをすることができる。

(利用の決定等)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査の上、利用の可否を決定し、三次市高齢者等位置情報提供ツール導入事業利用決定通知書（様式第3号）又は三次市高齢者等位置情報提供ツール導入事業利用却下通知書

(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用決定通知を受けた者(以下「利用者」という。)に対して機器等を貸与する。

3 市長は、位置情報提供ツールの利用を決定したときは、委託業者に通知し、利用者として登録する。

(費用の負担)

第8条 この事業に要する費用(初期費用及び利用料金)は、市が全額負担する。

2 利用者は、対象者又は利用者が、貸与された機器等を故意又は過失によって毀損し、又は滅失したときは、別表に定める費用を実費弁償しなければならない。ただし、市長が実費弁償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

3 利用者が、対象者にGPS機器を常時携帯してもらうためにする工夫に要する費用は、利用者が全額負担するものとする。

(機器等の管理)

第9条 対象者及び利用者は、貸与された機器等を、善良な管理者の注意をもって維持管理するとともに、この事業の目的以外の目的に使用し、譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

2 利用者は、貸与された機器等の全部又は一部を毀損し、又は滅失したときは、速やかに市長にその状況を報告し、指示に従わなければならない。

(届出及び機器等の返却の義務)

第10条 利用者は、第6条第1項の申請時に登録した対象者等の住所、氏名又は電話番号に変更が生じたときは、三次市高齢者等位置情報提供ツール導入事業登録変更届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに三次市高齢者等位置情報提供ツール導入事業利用辞退届出書(様式第6号)により市長に提出するとともに、貸与された機器等を返却しなければならない。なお、貸与された機器等を返却することができない場合は、別表に定める費用を実費弁償する。

(1) 対象者が死亡したとき。

(2) 対象者が市外に転出したとき。

(3) 対象者が介護保険施設又は老人福祉施設に長期にわたり入所することとな

ったとき。

(4) 対象者が医療機関に長期にわたり入院することとなったとき。

(5) その他この事業を利用する必要がなくなったとき。

3 市長は、前2項の届出があったときは、委託業者に通知し、利用辞退の場合は、第7条第3項で登録した情報を削除する。

(利用の取消し)

第11条 市長は、対象者又は利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、この事業の利用を取り消すことができる。

(1) 前条第2項第1号及び第2号の事実発生日から14日以内に、辞退の届出がされないとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手続により利用の決定を受けたとき。

(3) その他市長が事業の利用の必要がないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定によりこの事業の利用を取り消したときは、三次市高齢者等位置情報提供ツール導入事業利用取消通知書（様式第7号）により利用者に通知する。

3 前項の規定により通知を受けた利用者は、貸与された機器等を速やかに返却しなければならない。なお、貸与された機器等の返却に応じられない場合は、別表に定める費用を実費弁償する。

4 市長は、第1項の規定によりこの事業の利用を取り消したときは、委託業者に通知し、第7条第3項で登録した情報を削除する。

(関係機関との連携)

第12条 市長は、事業の実施に当たっては、管轄の警察署、消防署、三次市地域包括支援センター等の関係機関との連携を図るものとする。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規約は、令和7年8月5日から施行する。

別表（第 8 条，第 1 0 条，第 1 1 条関係）

物 品	実費弁償額（税込）
G P S 機器	7， 7 0 0 円
充電器ケーブル	1， 1 0 0 円
充電器アダプター	1， 1 0 0 円

様式（略）